平成２４年（フ）第１２９３号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目11番87―303号
債務者　泉田　裕之
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０７号
神奈川県海老名市望地２丁目10番９号
債務者　寺井みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５１号
横浜市戸塚区戸塚町1760番地１　戸塚パークハイツ安西205号
債務者　山内　春奈（旧姓長谷川・塩島）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９９号
横浜市中区松影町２丁目７番地９　さかえ館613号室
債務者　川口　正行
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０９５号
大阪府枚方市桜丘町５番７―101号
債務者　岸本　　愛
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４３号
横浜市旭区左近山16番地の８　左近山団地１街区14棟402号
債務者　篠原　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿屋市笠之原町45番45号
債務者　田中　利一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市大脇町字大脇ノ谷５番地の11
債務者　寸石　和正
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３６号
愛知県新城市市場台１丁目５番地７　レオパレス市場台102号
債務者　原口　　浩
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１５３号
愛知県豊川市三蔵子町北浦56番地の３
債務者　竹野　芳子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３３２号
岡山市中区神下467番地２　Ｂ―１―103
債務者　江口　　愛（旧姓平松・坂本）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９３号
東京都羽村市栄町１丁目11番地10ＭＡＣ羽村コート308
債務者　中野　恭子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１３号
東京都日野市高幡591番地
債務者　須崎　純子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６４２号
東京都国分寺市西元町２丁目９番35号第１磯貝ビル201
債務者　松原玉宵こと　李　　玉姫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
長崎県佐世保市踊石町690番地
債務者　力竹都美子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
長崎県北松浦郡佐々町鴨川免48番地１、旧住所長崎県大村市富の原１丁目1272番地５
債務者　鮎川　真美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係